

## SAGA2024防疫対策要項

### 1 趣旨

この要項は、SAGA2024医事・衛生基本計画に基づき、大会における防疫対策の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 実施項目

防疫対策は、次の事項を実施するものとする。

#### (1) 防疫に関する知識の普及及び意識の向上

保健福祉事務所等は、SAGA2024実行委員会（以下「県委員会」という。）、会場地市町準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）、関係市町及び関係団体の協力を得て、大会参加者等の感染症予防のため、大会参加者等に対し、防疫に関する知識の普及及び意識のより一層の向上を図る。

#### (2) 健康診断等の実施

保健福祉事務所等は、県委員会、会場地委員会、関係機関・団体等の協力を得て、宿泊施設、弁当調製施設等に対し従事者の健康診断や検便検査の実施に努めるよう指導する。

#### (3) 感染症患者の発生時の措置

保健福祉事務所等は、大会参加者等に感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生したときには、感染症法に基づく必要な措置を講じるとともに、必要に応じて感染の拡大防止のための指導・助言を行い、県委員会、県、会場地委員会及び関係市町は、連携して感染症のまん延防止に努める。

#### (4) 緊急連絡体制の整備

県委員会及び会場地委員会は、大会参加者等に感染症患者が発生した場合に備え、関係機関が迅速に対応できるよう、緊急時の連絡体制を整備する。

### 3 その他

(1) この要項に定めるもののほか、防疫対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(2) 新型インフルエンザ等への対策については、県及び市町が別に定める行動計画及びマニュアル等による。